

令和4年度国民健康保険事業特別会計 3月補正予算(案)

1. 補正の概要

- (1) 県支出金特別交付金の保険者努力支援分の増額と特定健診等負担金が減額することに伴う歳入予算の整理
- (2) 保険基盤安定制度にかかる保険料軽減額等の公費負担額が確定したことに伴う歳入予算の整理

2. 補正予算額

(歳入)

1 款：国民健康保険料 1 項：国民健康保険料 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
1 一般被保険者	488,667	774	489,441	医療給付費分
国民健康保険料	239,652	△ 1,680	237,972	後期高齢者支援金分
(現年分)	83,101	△ 577	82,524	介護納付金分
計	811,420	⑥ △ 1,483	809,937	

3 款：県支出金 1 項：県負担金・補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
1 保険給付費等	17,198	① 1,272	18,470	保険者努力支援分
交付金	11,362	② △ 1,740	9,622	特定健診等負担金
(特別交付金)				
計	28,560	△ 468	28,092	

5 款：繰入金 1 項：他会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
1 一般会計繰入金	141,575	③ △ 1,975	139,600	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)
	73,338	④ 4,286	77,624	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)
	14,114	⑤ △ 360	13,754	財政安定化支援事業繰入金
計	229,027	1,951	230,978	

歳入補正額合計

0

資料2

令和5年度国民健康保険事業特別会計予算(案)

歳入	令和5年度予算(案)	令和4年度当初予算	差 額	増減割合
1 国民健康保険料	877,933,000	859,755,000	18,178,000	2.11%
一般被保険者国民健康保険料	877,866,000	859,684,000	18,182,000	2.11%
現年分	832,404,000	811,420,000	20,984,000	2.59%
医療給付費分	496,079,000	488,667,000	7,412,000	1.52%
後期高齢者支援金分	255,873,000	239,652,000	16,221,000	6.77%
介護納付金分	80,452,000	83,101,000	△ 2,649,000	△3.19%
滞納繰越分	45,462,000	48,264,000	△ 2,802,000	△5.81%
医療給付費分	25,975,000	27,938,000	△ 1,963,000	△7.03%
後期高齢者支援金分	13,040,000	13,911,000	△ 871,000	△6.26%
介護納付金分	6,447,000	6,415,000	32,000	0.50%
退職被保険者等国民健康保険料	67,000	71,000	△ 4,000	△5.63%
現年分	0	3,000	△ 3,000	皆減
医療給付費分	0	1,000	△ 1,000	皆減
後期高齢者支援金分	0	1,000	△ 1,000	皆減
介護納付金分	0	1,000	△ 1,000	皆減
滞納繰越分	67,000	68,000	△ 1,000	△1.47%
医療給付費分	43,000	43,000	0	同額
後期高齢者支援金分	14,000	14,000	0	同額
介護納付金分	10,000	11,000	△ 1,000	△9.09%
2 使用料及び手数料	3,000	3,000	0	同額
国庫支出金	0	0	0	
3 県支出金	3,330,011,000	3,367,143,000	△ 37,132,000	△1.10%
普通交付金	3,269,628,000	3,306,849,000	△ 37,221,000	△1.13%
特別交付金	60,383,000	60,294,000	89,000	0.15%
保険者努力支援分	19,494,000	17,198,000	2,296,000	13.35%
特別調整交付金	14,248,000	15,585,000	△ 1,337,000	△8.58%
県繰入金(2号分)	16,149,000	16,149,000	0	同額
特定健診等負担金	10,492,000	11,362,000	△ 870,000	△7.66%
4 財産収入	9,000	30,000	△ 21,000	△70.00%
5 繰入金	611,103,000	614,152,000	△ 3,049,000	△0.50%
一般会計繰入金	351,103,000	354,152,000	△ 3,049,000	△0.86%
保険基盤安定繰入金	208,258,000	214,913,000	△ 6,655,000	△3.10%
保険料軽減分	133,284,000	141,575,000	△ 8,291,000	△5.86%
保険料支援分	72,381,000	73,338,000	△ 957,000	△1.30%
未就学児均等割保険料	2,593,000	0	2,593,000	新規
職員給与等繰入金	90,020,000	86,933,000	3,087,000	3.55%
出産育児一時金等繰入金	13,333,000	11,200,000	2,133,000	19.04%
財政安定化支援事業繰入金	13,753,000	14,114,000	△ 361,000	△2.56%
その他一般会計繰入金	25,739,000	26,992,000	△ 1,253,000	△4.64%
基金繰入金	260,000,000	260,000,000	0	同額
6 繰越金	500,000	500,000	0	同額
7 諸収入	3,015,000	3,015,000	0	同額
延滞金及び過料	2,000,000	2,000,000	0	同額
雑入	1,014,000	1,014,000	0	同額
一般第三者納付金	1,000,000	1,000,000	0	同額
退職第三者納付金	1,000	1,000	0	同額
一般返納金	11,000	11,000	0	同額
退職返納金	2,000	2,000	0	同額
指定公費負担医療立替交付金	1,000	1,000	0	同額
歳入合計(A)	4,822,574,000	4,844,598,000	△ 22,024,000	△0.45%

歳出	令和5年度予算(案)	令和4年度当初予算	差 額	増減割合
1 総務費	85,376,000	86,513,000	△ 1,137,000	△1.31%
総務管理費	73,826,000	74,998,000	△ 1,172,000	△1.56%
職員給与費	63,020,000	62,085,000	935,000	1.51%
国保運営事業事務経費	5,016,000	6,985,000	△ 1,969,000	△28.19%
診療報酬共同電算委託	5,044,000	5,203,000	△ 159,000	△3.06%
国保連合会負担金	746,000	725,000	21,000	2.90%
徴收費	11,316,000	11,281,000	35,000	0.31%
運営協議会費	234,000	234,000	0	同額
2 保険給付費	3,300,946,000	3,333,457,000	△ 32,511,000	△0.98%
療養諸費	2,865,742,000	2,914,475,000	△ 48,733,000	△1.67%
一般療養給付費	2,820,934,000	2,864,474,000	△ 43,540,000	△1.52%
退職療養給付費	1,000	1,000	0	同額
一般療養費	31,674,000	36,891,000	△ 5,217,000	△14.14%
退職療養費	1,000	1,000	0	同額
審査支払手数料	13,132,000	13,108,000	24,000	0.18%
高額療養費	408,698,000	397,034,000	11,664,000	2.94%
一般高額療養費	408,092,000	396,428,000	11,664,000	2.94%
退職高額療養費	1,000	1,000	0	同額
一般高額合算療養費	604,000	604,000	0	同額
退職高額合算療養費	1,000	1,000	0	同額
移送費	2,000	2,000	0	同額
一般移送費	1,000	1,000	0	同額
退職移送費	1,000	1,000	0	同額
出産育児諸費	20,009,000	16,809,000	3,200,000	19.04%
葬祭諸費	3,750,000	3,750,000	0	同額
傷病手当金	2,745,000	1,387,000	1,358,000	97.91%
3 国民健康保険事業費納付金	1,362,515,000	1,357,932,000	4,583,000	0.34%
医療給付費分	904,931,000	913,750,000	△ 8,819,000	△0.97%
一般医療分	904,931,000	913,501,000	△ 8,570,000	△0.94%
退職医療分	0	249,000	△ 249,000	皆減
後期高齢者支援金等分	338,331,000	319,898,000	18,433,000	5.76%
一般支援分	338,331,000	319,872,000	18,459,000	5.77%
退職支援分	0	26,000	△ 26,000	皆減
介護納付金分	119,253,000	124,284,000	△ 5,031,000	△4.05%
4 共同事業拠出金	1,000	1,000	0	同額
5 保健事業費	58,903,000	51,373,000	7,530,000	14.66%
保健衛生普及費	1,183,000	1,210,000	△ 27,000	△2.23%
特定健康診査等事業費	57,720,000	50,163,000	7,557,000	15.06%
6 基金積立金	9,000	30,000	△ 21,000	△70.00%
7 公債費	300,000	300,000	0	同額
8 諸支出金	4,524,000	4,992,000	△ 468,000	△9.38%
一般保険料還付金	4,520,000	4,520,000	0	同額
退職保険料還付金	2,000	2,000	0	同額
保険給付費等交付金償還金	1,000	1,000	0	同額
国庫支出金返納金	0	468,000	△ 468,000	皆減
指定公費負担医療立替金	1,000	1,000	0	同額
9 予備費	10,000,000	10,000,000	0	同額
歳出合計(B)	4,822,574,000	4,844,598,000	△ 22,024,000	△0.45%
差し引き(A) - (B)	0			

寒川町国民健康保険条例の一部改正について (出産育児一時金の支給額の改正)

1. 改正の概要

- ・被保険者等の出産・育児等に係る経済的負担の軽減を図るため、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、被用者保険との整合性を図るもの。

2. 改正の内容

- ・出産育児一時金の支給額を、現行の「42万円」から「50万円」に引き上げる。

3. 根拠法令

- ・健康保険法施行令第36条等

4. 施行期日

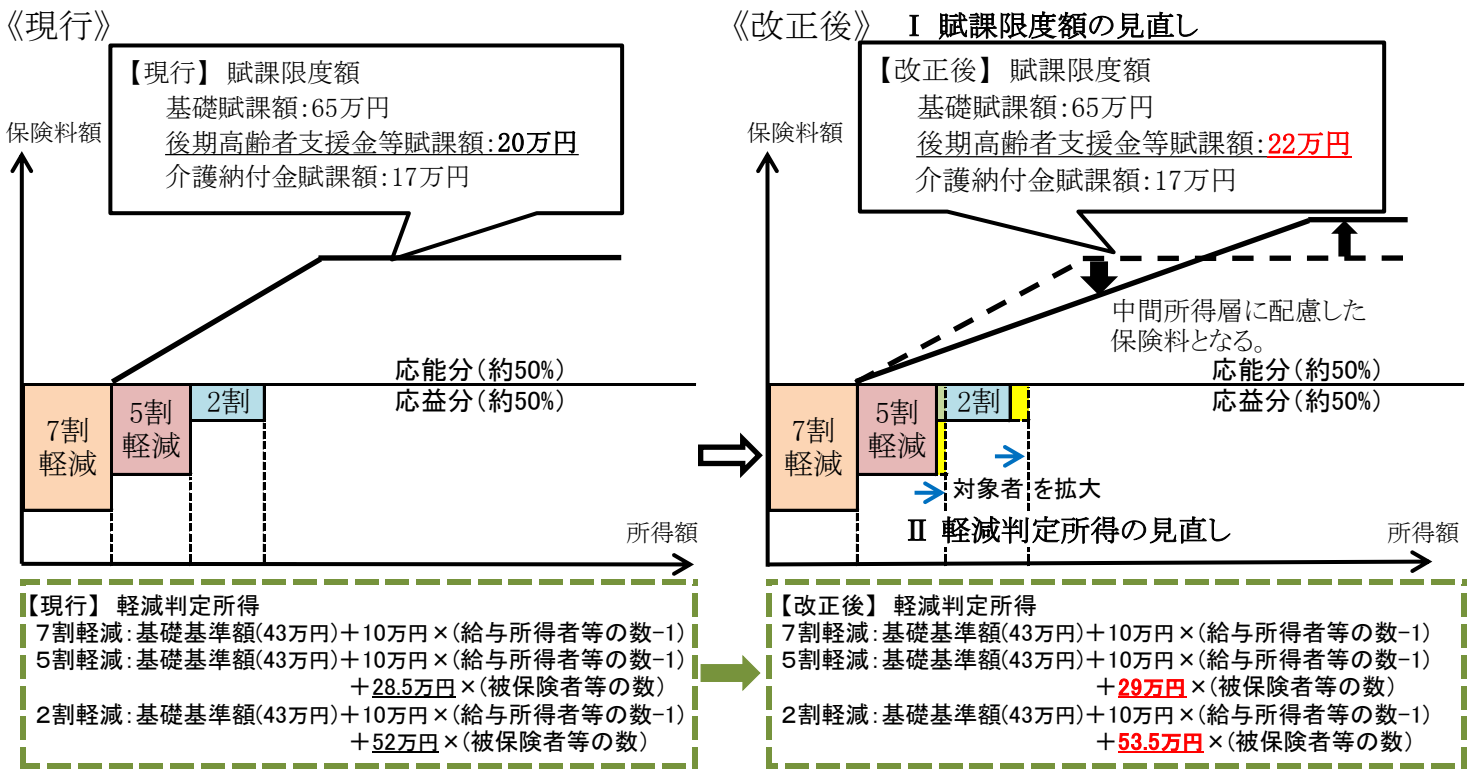
- ・令和5年4月1日

寒川町国民健康保険条例の一部改正について (国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の見直し)

1. 改正の概要

- I 国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額を22万円(現行:20万円)に引き上げる。
- II 国民健康保険料の減額対象となる所得基準について、次のとおり変更する。
 - ①5割軽減の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を29万円(現行:28.5万円)に引き上げる。
 - ②2割軽減の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を53.5万円(現行:52万円)に引き上げる。

2. 改正の内容



3. 改正に伴う影響見込

区分	賦課限度額			世帯数			
	R4 賦課限度額	R5 賦課限度額	増加額	加入世帯数	R4限度額 超過世帯数	R5限度額 超過世帯数	増減
医療分 (基礎賦課額)	650,000円	650,000円	0円	6,797世帯	50世帯	50世帯	0世帯
後期高齢者 支援金分	200,000円	220,000円	20,000円		168世帯	140世帯	△28世帯
介護分	170,000円	170,000円	0円	2,708世帯	90世帯	90世帯	0世帯

※令和4年度本算定時点の賦課情報及び保険料率を基に計算しています。
 ※超過世帯数は各区分で重複する世帯があります。

区分	全世帯数	R4軽減世帯数	R5軽減世帯数	増減
7割軽減	6,797世帯	1,507世帯	1,507世帯	0世帯
5割軽減		788世帯	799世帯	11世帯
2割軽減		809世帯	822世帯	13世帯
計		3,104世帯	3,128世帯	24世帯

※令和4年度本算定時点の賦課情報及び保険料率を基に計算しています。

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として、<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>～略～</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として、<u>500,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>～略～</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の12 第16条の6の3又は第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>～略～</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の12 第16条の6の3又は第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>220,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>～略～</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務</p>	<p>～略～</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務</p>

が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課

が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に535,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課

額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16の6の7」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

4 (略)

～略～

額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16の6の7」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

4 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(出産育児一時金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

(保険料に関する経過措置)

3 新条例第16条の6の12並びに第20条第1項及び第3項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

寒川町国民健康保険高額療養費貸付金規則の廃止について

1. 概要

- ・高額療養費資金貸付制度…高額療養費の支給対象となる療養を受け、その高額な費用を支払うことによる一時的な経済的負担の軽減を図るため、当該費用の一部（高額療養費支払い見込額の90%まで）に充てる資金を、無利息で貸し付ける制度
- ・昭和52年4月1日 寒川町国民健康保険高額療養費貸付金規則施行
- ・平成19年4月1日 限度額適用認定証の交付開始
→入院時に医療機関へ支払う医療費の自己負担分は所得に応じた限度額までで、それを超えた分は保険者が負担することとなる。
- ・平成24年4月1日 限度額適用認定証の交付が外来診療分についても適用
- ・平成25年度以降の新規貸付案件は無く、現在に至る。

2. 内容

寒川町国民健康保険高額療養費貸付金規則を廃止する。

3. 根拠法令

- ・国民健康保険法第82条の9
- ・国民健康保険法施行規則第27条の14の2及び第27条の14の4

4. 施行期日

- ・令和5年4月1日

寒川町国民健康保険出産費資金貸付金規則の廃止について

1. 概要

- ・ 出産費資金貸付制度…出産育児一時金の支給が見込まれる世帯に対しその支給を受けるまでの間、出産に要する費用による一時的な経済的負担の軽減を図るため、当該費用の一部（出産育児一時金の給付見込額の80%まで）に充てる資金を、無利息で貸し付ける制度
- ・ 平成16年4月1日 寒川町国民健康保険出産費資金貸付金規則施行
- ・ 平成21年10月 直接支払制度の導入
→医療機関等が被保険者等と出産育児一時金の支給申請及び受取りに係る代理契約を締結することにより、医療機関等が直接、出産育児一時金を受け取る制度
- ・ 平成22年度以降の新規貸付案件は無く、現在に至る。

2. 内容

寒川町国民健康保険出産費資金貸付金規則を廃止する。

3. 根拠法令

- ・ 国民健康保険法第58条の1及び第82条の9

4. 施行期日

- ・ 令和5年4月1日